

売買監理銘柄に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公正な価格形成及び円滑な流通を確保するため、株券等の買集めに關し、売買又はその受託に關する必要な規制措置等を行うとともに、取引参加者規程第17条の規定に基づく売買内容等の報告について特別の取扱いを行う銘柄(以下「売買監理銘柄」という。)につき、必要な事項を定める。

- 2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(売買監理銘柄への指定)

第2条 本所は、特定の銘柄の株券の発行者の発行する株券等を相当数買集めている者により当該株券等につき大量保有報告書が提出されている場合(当該買集めている者により既に株券等保有割合が100分の5以下となった旨の変更報告書が提出されている場合を除く。)において、当該銘柄の株券等について価格の変動その他売買状況等に著しい異常があると認めるときは、その銘柄を売買監理銘柄に指定する。

(指定の通知等)

第3条 本所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者に通知する。

(規制措置等)

第4条 本所は、売買監理銘柄について、業務規程又は個別証券オプシ

ヨン取引に関する業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例に基づき，売買等又はその受託に関し必要な規制措置を行う。

2 本所は，売買監理銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には，その信用取引残高を日々公表する。

（売買内容等の報告義務）

第5条 取引参加者は，売買監理銘柄について，次の各号に定めるところにより，本所に売買内容等の報告を行うものとする。

(1) 売買監理銘柄への指定日前の本所が必要と認めた期間の売買内容等の報告は，本所が定めるところにより，本所が報告を求めた日の属する週の翌週金曜日(休業日に当たるときは，順次繰り下げる。次号において同じ。)までに行うものとする。

(2) 売買監理銘柄への指定日から次条の規定に基づき指定の解除が行われるまでの期間の売買内容等の報告は，本所が定めるところにより，売買等の行われた日の属する週の翌週金曜日までに行うものとする。

（指定の解除）

第6条 本所は，売買監理銘柄の株券の発行者の発行する株券等を相当数買い集めている者により株券等保有割合が100分の5以下となった旨の変更報告書が提出された場合又は売買監理銘柄について価格の変動その他売買状況等を勘案して必要がないと認める場合には，その指定の解除を行う。

2 第3条の規定は，前項の指定の解除について準用する。

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては，有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を

行う者とみなしてこの規則を適用する。

(注) 個別証券オプション取引に係る用語の意義は、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例において定めるところによる。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。